1 服装:頭髮容疑規定

◎ 頭髪服装容儀規定の目的

服装・頭髪・容儀規定は、高校生の姿として社会が期待している一般的な価値観に基づき策定し、面接試験等における評価に耐えうる内容とする。また、制服は公のものであり、本校のイメージを作る大切なものである。私服とは違い、流行や個人の好みで着崩すことはできない。本校生が高校生としての品位と誇りをもち、行動できるをことを目的とする。

1. 制服等について

[男子]

- (1) 冬服
 - ① 上着は学校指定の黒の詰襟学生服(校章付き)とする。左襟に組章(学年色)をつける。
 - ② 上着の下は白長袖カッターシャツ(マーク入り)とする。インナーは白とする(色物・柄物は不可)。 防寒用のセーター・トレーナー類の規定については別項で定める。
 - ③ ズボンは黒のズボン(校章入り)とする。
- (2) 夏服
 - ① 黒のズボン(校章入り)と白半袖シャツ(マーク入り)とする。左襟に組章をつける。
 - ② インナーは白とする(色物・柄物は不可)。
 - ③ 冷房による体調を考慮して、学校指定の白長袖シャツを着用することは許可する。
- (3) 中間服
 - ① 冬服・夏服、または黒のズボン(校章入り)と白長袖シャツとする。左襟に組章をつける。 インナーは白とする(色物・柄物は不可)。
- (4) 更衣について

年間を通して更衣については、体調等の状況に応じて各自で判断する。

「女子]

(1) 冬服

- ① 上着は学校指定のセーラー服とし(丈を折り曲げて短くしたりしない), 左襟に組章(学年色), 左胸ポケット中央部に校章をつける。
- ② 下は学校指定のスカートとし、長さは膝がかくれる程度とする。丈を短くしたり、ウエスト部分を折り返したりしない。
- ③ 上着の下に着用する防寒用のセーター・トレーナー類の規定については別項で定める。
- ④ タイツは黒色を着用する。
- (2) 夏服
 - ① 冷房等による体調管理を考慮して、上着は学校指定の半袖ブラウス、長袖セーラー服のいずれも可とする。丈の折り曲げ禁止や、校章・組章のつけ方は冬服に準ずるものとする。
 - ② スカートについても冬服に準ずる。
 - ③ 下着は原則として白色とする(色物・柄物は不可)。
 - ※ (1)(2) いずれも、ネクタイをつけ、結び目の位置を下げたりしないこと。
- (3) 更衣について

年間を通して更衣については、体調等の状況に応じて各自で判断する。

2. 制靴・靴下について

- (1) 制靴は男子が学校指定のアシックス(学年色) 女子は学校指定の黒の革靴またはアシックスとする。
- (2) 靴下は男女とも白とする (ワンポイントは可とするが, スニーカーソックス, ルーズソックス, メッシュ等は認めない)。長さは、くるぶし全体がしっかりと隠れるものとする。

3. 防寒具類について

- (1) コート・ジャンバー類
 - ① 男子のコート・ジャンバー類の着用は認めない。ただし、単車・自転車通学生は、この限りでない。また、体調が悪いものについては学級担任に申し出た上で、異装の許可を得る。
 - ② 女子のコートは学校指定のものだけを許可する。
- (2) セーター・トレーナー類
 - ① 男女とも派手でない色とし、制服の下からはみ出さないように着用する。
- (3) 手袋・マフラー類
 - ① 手袋は男女とも許可する。
 - ② マフラー、ネックウォーマーは、男女とも許可する。脱靴場で着脱する。
 - ③ 自転車・単車通学生のマフラー着用は不可とする。
- (4) 着用期間については別途指示する。

4. 鞄・補助バッグについて

- (1) 鞄は校章入り学校指定のものとする。中敷きを取り外すなどの改造したり、ステッカー・シール類を貼ったり、キーホルダー類をたくさんつけることは許可しない。
- (2)補助バッグの規定については、以下の通りとする。
 - ① 授業や特別活動で必要な物のうち、通学用鞄に入らない物を入れるものとして、補助バッグの使用を認める。
 - ② 形状は部で指定したもの、リュック、スポーツバッグ、ボストンバッグとする。ポーチ、 トートバッグ、紙袋、ビニール袋等は認めない。
 - ③ ベース(地)の色や柄・模様の色は派手でない色とする(赤, ピンク, 紫, 蛍光色等は禁止する)。
 - ④ 鞄については各自の判断により、補助バックのみの通学でも可とする。

5. スリッパについて

- (1) 男女とも学校指定のスリッパとする。
- (2) 体育館での全体・学年集合の際は、特に指示が無い場合は各自持って集合し、底を合わせて右足元に置く。

6. 頭髪、その他について

頭髪は高校生らしい品位を保ち、流行の髪型を追わず清潔に整える。男女ともパーマや染色・ 脱色は一切禁止する。また、整髪料やスプレー等で固めないこと。

生まれつきの地毛で誤解を招くような可能性のある場合には、入学後早めに生徒指導部へ申し出ること。なお、細部については以下の通りとする。

(1) [男子]

- ① 前髪は目にかからないこと。
- ② 側頭部は耳にかからないこと。
- ③ 後髪は襟にかからない・かぶらないよう襟足は短くすること。
- 4 もみあげは不自然に伸ばさないこと。
- ⑤ 眉は抜いたり、剃ったりしない。
- ⑥ 装飾品(指輪,腕輪,ネックレス,ピアス等)は着用しない。

- (2) [女 子]
 - ① 前髪は目にかからないこと。
 - ② 横髪は垂らさない(切るかピンで留める)。
 - ③ 髪がセーラー服内側の白線を結ぶラインより長い場合は結ぶこととする。

ア 結び方 三つ編み(三つ編みで輪は不可),一つ結び,二つ結び,ポニーテールは可

イ 止め方 ゴ ム:色は黒・紺・茶(折り返し結び,横結び,ダンゴ状結びは不可)

ピン: 華美でないもの(色つき,飾り付きは不可)

- ④ 眉は抜いたり、剃ったりしない。
- ⑤ 装飾品(指輪,腕輪,ネックレス,ピアス等)は着用しない。
- ⑥ 化粧をしてはならない(日焼け止め、リップは色がついていない物に限る)。

7. 異装許可について

(1) 病気·けが等の理由で規定通りにできない場合は、学級担任を経て異装の許可を得ることと する。

8. 服装・頭髪指導について

- (1) 3ヶ月に2回程、服装・頭髪指導を実施。以下の手順で指導する。
- (2) 第2段階までは全員。第3段階以降は不合格者のみ。

第1段階(学級での事前指導)

服装・頭髪指導の前週を事前指導期間とし、特に頭髪・眉について学級正・副担任が指導。

第2段階(全校朝礼・学年朝礼での指導:原則月曜日)

服装・頭髪指導で不合格項目があった場合は、数日後(その都度指示)学年生活指導係を中心 に再指導(項目によっては学級担任による再指導)。

↓ 第3段階(各学年での再指導:原則水曜日)

再指導で不合格項目があった場合は、その週の最終日に学年生活指導係で再々指導。

第4段階(各学年での再々指導:原則金曜日)

1

再々指導でも改善が見られない場合は、翌週に生徒指導部主任・副主任で確認・指導。

第5段階(生徒指導部指導)

この段階での指導でも改善が見られない場合には、保護者来校の上、管理職指導(特別指導になる場合もあり得る)。

9. 携帯電話等の校内持ち込みについて

- (1) 校内持ち込み条件
 - ①「携帯電話・スマートフォンの校内持込申請書」の提出がなされている。

※フィルタリングサービスに必ず加入・契約していること

② 校内では終日, 使用を禁止する。

※ただし、放課後等は保護者と連絡の場合のみ、指定の場所(自動販売機テント付近)と職員立ち会いの場所では使用可とする。

③ 校内へ入る前に電源を切り、鞄や補助バッグの奥に入れる。

※授業中や考査中、身につけてはならない。考査中、身につけているところを発見されたり、身につけていた携帯電話・スマートフォンが作動したりした場合は、原則として不正行為とみなし当該科目の得点は0点となり、特別指導の対象とする。

④ 携帯電話・スマートフォンの管理を徹底する。

- (2) 上記(校内持ち込み条件)に違反した場合
 - 1回目・・・・・担任が厳重に注意・指導。その後、担任が保護者へ連絡して内容を伝える。
 - 2回目 … 保護者同席の下、校長説諭。
 - 3回目・・・・・特別指導。その後、本人・保護者との間で話し合いを持ち、携帯電話の所持について考えてもらう。
 - ※回数に関係なく、指導後に反省文を書いて先生方を回り、生徒指導部へ提出
 - ※授業・自習時間に使用した場合は、1回目にして特別指導
- (3) 校外所持の心得
 - ① 公共交通機関の利用中(車内), また, 使用制限のあるところでは絶対に使用しない。
 - ② 歩きながら、自転車に乗りながらの使用はしない。
 - ③ 校外では周りに迷惑にならないような話し方・使い方に努め、マナーを守る。
- (4) 確認事項

以上の条件・心得を遵守させ、保護者の責任の下、生徒が安全かつ適切に携帯電話・スマートフォンを使用できるよう、保護者は責任を持って学校と連携し見守りに努める。また、不適切な使用が認められた場合には、学校の指導に従うこととする。

10. 携帯電話等の使用について

- (1) 21 時以降は携帯電話等の使用を禁止する。
 - ① 教科連絡員は必ず、クラスの生徒が下校時に教室で「教科連絡」を確認できるよう、早めに行動する。
 - ② 部活動の連絡は活動終了時に確認をする。
- (2) 個人情報(個人が特定されるような情報)を、ネット上の誰でも閲覧できる場所に載せない。
 - ① 個人名,写真など(本人のものだけでなく他人のものも)を載せない。
 - ② 学校名(出身中学校なども含む)を載せない。
- (3) 他人を誹謗・中傷するような内容を載せない。

2 通学規定

遠距離通学者は公共交通機関を利用して通学することを原則とする。

- (1)列車およびバス通学をする者は車中でのマナーに留意する。
- (2) 自転車通学生の通学規定は次のとおりとする。
 - ① 通学の目的で自転車を使用する者は、自転車通学許可願に必要事項を記入し、許可証を受け指定のステッカーを自転車に貼らなければならない。したがって、自転車通学を希望する者は入学後、担任に申し出ること。なお、通学許可証は、許可後に担任を通じて配付する。
 - ② 自宅から駅まで自転車を使用する者も必ず許可を受ける。なお、距離については、ウ・エに準ずる。
 - ③ 通学距離は原則として2km以上とする。
 - ④ 部活動に参加する者、身体的に事情のある者については、届け出によって 1 km以上 2 km以内でも許可する場合がある。

※2kmの地点

麦生田方面(南九州カントリー入口)

大田方面 (大田上三叉路)

清藤方面(高速入口)

八久保方面(八久保団地入口)

松元方面(林田整形外科)

北校区方面(みどりの里入口)

飯牟礼方面(本平集落入口)

※ 1 kmの地点

麦生田方面(伊集院自動車修理工場)

下谷口方面 (白熊屋前三文字)

徳重方面(松山医院三文字,瀬戸内集落入口)

- ⑤ 自転車使用中は、道路交通法を厳守するとともに、車体 (ブレーキ・ベル・ライト・反射板) の整備は常に怠らないこと。ドロップハンドル、アップハンドル等は禁止する。
- ⑥ 通学鞄は荷台に固定する。
- (3) 単車(原付自転車)の受験許可、通学許可規定は次のとおりとする(特別許可)
 - ① 必ず「単車受験許可願」と「単車通学許可願」を提出し、許可を受けなければならない。
 - ② 単車 (50 cc未満) の免許取得は、公共の交通機関を利用できず、学業に著しく支障のある場合に限り特別に認める。
 - ③ 通学区間は、自宅-学校間、自宅-駅間とする。
 - ④ 通学距離は4km以上とする。
 - ⑤ 必ず学校指定のヘルメットを着用し、指定プレートを付け、通学鞄は荷台に固定する。
 - ⑥ 単車は必ず任意保険に加入する。
 - (7) 単車は通学以外に使わないようにする。
 - ⑧ 単車の免許取得は長期休業中を原則とする。
 - ⑨ 鹿児島市の特別許可については以下のとおりとする。
 - ・ 原則として公共の交通機関での通学とする。ただし通学に使用する道路状況や乗り継ぎ運行ダイヤ、通学時間・距離の大幅な短縮につながる場合等を考慮し、特別に許可することがある。
 - 特別許可の地域については以下のとおりである。

最寄りの駅までとする。但し、学校まで直接通学した場合に、時間・距離の 大幅な短縮につながる場合は、学校までの利用を認める場合もある。

鹿児島駅まで・・・・・吉野・吉野東・吉田 など 広木駅まで・・・・・・和田・福平・谷山・東谷山 など 学校まで・・・・・・・緑丘・河頭・武岡・伊敷台・坂元 など

・ 上記規定②~⑨についても遵守する。

(但し、④に関しては道路状況などを考慮して審議する)

- ・ 交通量の多い道路(3号線など)は避ける通学路を利用することを条件とする。
- 原則として、保護者より要請があった場合のみ審議する。
- 生徒指導上、問題のない生徒に限る。
- ・ 生徒指導委員会・職員会議で審議し、その後特別許可とする。

3 校内生活心得など

- (1) 遅刻者(SHR以降)は、教頭席で入室許可証を得てから教室に入る。
 - ① 遅刻した場合には、入室許可の手続きを確実にする。 入室許可の手続きをせずに、入室することがないようにする。
 - ② 遅刻をした生徒には、その都度適切な指導をする。
 - ③ 遅刻の回数が多い生徒に対しては、先ずは担任が指導する。それでも改善が見られない場合は、どのような指導が適切か学年会・担任会などで話し合いをした後、必要に応じて「学年→生徒指導→管理職」の順で指導する。
- (2) 授業開始時・終了時等の挨拶を徹底する。

※ 原則、以下の手順で授業開始時・終了時に挨拶をする。

- ① 委員長の「起立」の号令で、静かに起立する。
- ② 椅子の左に立つ。
- ③ 委員長の「姿勢」の号令で、教科担任の方へ体を向け、教科担任の顔を見る。
- ④ 委員長の「礼」の号令で、「お願いします(ありがとうございました)。」と言う。
- ⑤ 頭を下げて(全員でしっかりとそろえる), 再び教科担任の顔を見る。
- ⑥ 教科担任が挨拶をした後、静かに着席をする。

- (3) 始業から放課後までの間は無断で校外に出ない。やむを得ず出るときは、担任(不在時は副担任)から必ず外出許可を受ける。
- (4) 飲食は定められた時間に,定められた場所で行う。食べ歩き・飲み歩きの者は指導する。

① パンの販売時間 3 限終了後と昼食時間
② 弁当販売について 食券販売:自学の時間前のみ(8:20 ~ 8:30)
現在 弁当引き換え:昼食時間に食堂
中止 食事場所:食堂または教室(原則,自分の教室)
残飯・容器回収:食堂の回収箱へ(ゴミ箱に捨てない)

- (5) 自販機のカップ・パック・ペットボトル等は自販機横の回収箱へすてる(教室等のゴミ箱には捨てない)。
- (6) 上着の袖はまくらない。ただし、シャツは、きれいに折ってまくることは可。
- (7) 学校正門前の道路や私有地では、送迎車の乗降禁止。私有地の横切りも禁止。
- (8)下校時に不審者が出没することがある。特に,女子生徒の一人歩きに注意する。
- (9) 盗難の未然防止に学年や学校全体で取り組んでいきたい。

(貴重品袋は教室に置き,いつでも活用できようにしておく)

- ① 不必要なお金・貴重品は持ってこない
- ② 集金は早い時間に提出する
- ③ 体育時は体育委員に預ける
- ④ その他の移動時は持っておく 等で自己管理に努めさせる。

4 部活動に関する規定

(1)活動時間

曜日	夏期 (学年末考査終了日から)		冬期(11月1日より)		備考
	活動終了	校門を出る	活動終了	校門を出る	1佣石
月~金 (延長許可)	18:30 (19:00)	19:00 (19:30)	18:00 (18:30)	18:30 (19:00)	
土,日,祝祭日	16:30	17:00	16:30	17:00	半旦練習を原則

- ※時間延長が認められるのは大会1か月前からで、部が希望する15日以内とする。
- ※冬季の活動時間については、申請により時間延長を認める。顧問がついて指導することを 条件とする。
- (2) 土・日・祝日の部活生登下校時の服装は、制服又は各部活動で揃えた服装とする。
- (3) 土・日・祝日に学校で自習する場合の注意事項
 - ① 日直の方の指示に従う。
- ②「教室利用等利用届簿」に記入する。
- ③ 自習のみの使用を許可する。
- ④ 他の生徒に迷惑をかけない。
- ⑤ 特別教室は利用しない。
- ⑥ 教室を独占しない。
- ⑦ 外部から持ち込んだもの(弁当・飲み物の容器など)は必ず持ち帰る。

(4)特別練習許可

① 定期考査

定期考査時間割発表から考査期間中は、原則として活動を中止する。ただし、考査終了から 10日以内に大会がある場合は、顧問が手続きを行う。

特例とし総体前は、10日以内に出場という条件に関わらず、1時間程度の特別練習が認められる。

- ② 早朝の活動については、顧問が特別に許可を得るものとする。
- (5)「実力考査」は2日前より活動を中止する。
- (6) 時間延長の練習許可の条件
 - ① 大会一か月前の15日以内とする。
 - ② 保護者の承諾書をとる。
 - ③ 手続きし、会議室前と体育科に掲示する。
 - ④ 顧問が活動の場に立ち会い指導を行う。

(7) 部室の使用について

- ① 部室は、各部が責任をもって整理整頓に心がける。
- ② 部活動以外には使用しない。したがって放課後だけ使用する。
- ③ 部室の作業については、作業時間中には行わない。ただし、武道場および音楽室は、作業中に、割り当てられた部員で行う。
- ④ 部室を使用しないときは、必ず施錠しておく。鍵は、体育科で保管する。

(8) 大会出場資格

- ① 本校生徒会の部に所属し、日常継続的に練習していること。
- ② 服装・容儀及び学習態度に問題がないこと。
- ③ 遅刻・早退、欠席が少なくて、朝課外等にも積極的に参加していること。
- ④ 生徒指導上の指導措置を受けていないこと、また欠点科目が少ないこと。
- ⑤ 文化系部については、上記に準ずる。